

点検・評価ワーキンググループ（平成 20 年 12 月 10 開催）配布資料 1

点検・評価ワーキンググループの進め方について

1. ワーキング・グループ開催の趣旨

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の点検・評価をするにあたって、「仕事と生活の調和」実現度指標の更新に向けた作業等を行うため開催する。

2. 作業スケジュール

<平成 20 年>

12 月 10 日            第 1 回ワーキンググループ  
○実現度指標の改定方針の検討

<平成 21 年>

1 月～2 月            第 2 回ワーキンググループ  
○実現度指標の改定案の検討（数値）

（仕事と生活の調和連携推進・評価部会に作業状況を報告）

2 月～3 月            第 3 回ワーキンググループ  
○実現度指標の改定案の検討（説明資料）

（仕事と生活の調和連携推進・評価部会に実現度指標の改定案を報告）

(参考)

## 点検・評価ワーキンググループの開催について

平成20年10月23日

仕事と生活の調和連携推進・評価部会 決定

### 1 趣旨

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の点検・評価をするにあたって、「仕事と生活の調和」実現度指標の更新に向けた作業等を行うため、点検・評価ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

### 2 構成

- (1) ワーキンググループは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、構成員のうちから仕事と生活の調和連携推進・評価部会長が指名する。
- (3) 座長は、ワーキンググループの議事を整理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### 3 公開

- (1) ワーキンググループは、原則、公開とする。
- (2) 座長は、ワーキンググループの終了後、速やかに、当該ワーキンググループの議事要旨を作成し、これを公開する。また、一定期間を経過した後に、当該ワーキンググループの議事録を作成し、ワーキンググループに諮った上で、これを公開する。

### 4 庶務

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省その他関係行政機関の協力を得て、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。

### 5 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

点検・評価ワーキンググループ 構成員名簿

|        |                  |
|--------|------------------|
| 阿部 正浩  | 獨協大学経済学部教授       |
| 佐藤 博樹  | 東京大学社会科学研究所教授    |
| 清水 誠   | 総務省統計局経済統計課長     |
| 武石 恵美子 | 法政大学キャリアデザイン学部教授 |
| 永井 暁子  | 日本女子大学人間社会学部准教授  |
| 樋口 美雄  | 慶應義塾大学商学部教授      |
| 三輪 哲   | 東京大学社会科学研究所准教授   |

(50音順)